

## 藤岡市新火葬場建設基本構想に係る住民説明会【第1回】

### 1. 開催日

令和3年11月19日（金）

### 2. 参加者

行政庁：市民部長、市民課長、市民窓口係長、新火葬場建設係長、係員1名  
地元行政区：6名

### 3. 意見等と市の考え方

意見等	現火葬場が建設された当時（昭和51年）と現在では住環境が大きく異なっているが、計画地の選定理由としては妥当なのか。
市の考え方	計画地については、第1種住居地域ですが、火葬場が建設できない地域ではありません。選定理由としては、第9区との関係性、地域の社会環境、人口の状況や交通等の利便性等を考慮した結果、又、財源の関係もあり、適地の選定に多くの時間をかけられなかった経緯もあります。近隣の住宅を含めて、環境には十分に配慮をした設備等を選定し進めたいと考えております。

意見等	環境への具体的な配慮について
市の考え方	公害・騒音等に関することについては、公害防止目標値を高い数値で設定し、クリア可能な火葬炉設備等の導入を考えています。 隣接する住民への配慮としては、西側の住宅地との間にできる限りの緩衝地帯を設け、住民の皆様の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

意見等	住民に対する説明会は今後も開催するのか。
市の考え方	今後、建設にあたり、都市計画決定を行う必要があり、その際に住民説明会を再度させていただきます。

意見等	住民説明会において、何をもちて了承という形をとるのか。
市の考え方	一人でも反対がいればダメなのか。半分ではどうかという部分もあるかと思いますが、どのように把握するのも難しいと思います。いずれにしても、地域住民のご意見というのは重要ですので、ご理解を得られるよう努めてまいります。

意見等	火葬場建設の条件・基準等の考え方と整合性について
市の考え方	群馬県が掲げている火葬場建設の際のガイドラインについて、基準を達成しないと建設ができないということではなく、地域のご理解や藤岡市の方針として適地ということであれば、建設は可能です。ただし、前提として都市計画決定が必要となります。

意見等	都市計画決定の進め方について
市の考え方	まず、群馬県に協議をさせていただいて、群馬県から回答をいただきます。その後、市の都市計画審議委員に諮り判断をしていただくこととなります。

意見等	建設の検討時期を早く行い、多くの候補地の検討を行うべきではなかったのか。
市の考え方	藤岡市の地域が約 180 k m <sup>2</sup> あり、全ての検討は行っておりません。しかしながら、どの用地が適しているかの選定は現実的に難しいものとなります。市として計画地を選定させていただいたからには、できる限り隣接する住民の皆様のご要望をいただいて、それに叶った形で施設を整備させていただきたいと思っております。

意見等	市の所有地はどこになるのか。
市の考え方	市の所有地は、現火葬場が立地している敷地、第1駐車場の一部、第2駐車場の一部、及び第3駐車場です。

意見等	借地の今後について
市の考え方	現火葬場の役割を終えた後に第1駐車場の借地部については返還をさせていただく予定です。また、第2駐車場の借地部については、購入し計画地との一帯的な整備を行う予定です。